

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 23 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成 25 年 8 月 1 日（木曜日）	開会 13 時 00 分	閉会 16 時 45 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内	事務局	菊井事務局長
	議長、委員外～渡辺精郎、井上		和田副主幹
欠席委員	なし		橋本主査
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について		
	(2) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について		
	(3) ごみ処理手数料の改定について		
	○議案第 4 号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を		
	改正する条例に関する質疑を終結し、次回委員会において討論、採決を行		
	うこととした。		
	2. その他について		
	・滝川市共同浴場さいわい湯に関する請願書が 7 月 31 日に提出され、議長より本委員会		
	に付託されたが、次回委員会において請願者及び紹介議員より請願の趣旨説明を受ける		
	こととした。		
	・菊井事務局長からごみ処理手数料改定に関する請願書が次回委員会の前に提出された		
	場合には、急遽委員会を開催し、滝川市共同浴場さいわい湯に関する請願書と併せて		
	請願者及び紹介議員より請願の趣旨説明を受ける旨の説明を受けた。		
	・議長及び清水委員から滝川市共同浴場さいわい湯に関する請願を審査する上で、所管か		
	らの説明と質疑を求めることが提案され、そのように審査することを確認した。		
	・橋本主査から道外視察について説明があり、提案どおり進めることとした。		
	3. 次回委員会の日程について		
	8 月 21 日（水）午後 1 時 30 分から第一委員会室で開催することに決定した。		
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い ない。厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊦		

平成25年7月30日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年7月23日付け滝議第69号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

副市長	吉 井 裕 視
市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部参事	伊 藤 克 之
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部くらし支援課長	配 野 英 夫
市民生活部くらし支援課副主幹	原 田 暢 裕
市民生活部くらし支援課主査	運 上 琢 論
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	中 川 啓 一
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司

(総務部総務課総務グループ)

第23回 厚生常任委員会

H25. 8. 1 (木) 午後1時00分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

- （1）生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について
- （2）滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について

（資料）福祉課

（資料）介護福祉課

《市民生活部》

- （3）ごみ処理手数料の改定について

（資料）くらし支援課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第23回 厚生常任委員会

H25.8.1(木)13:00～

第一委員会室

開 会 13:00

委員長 ただいまから第23回厚生常任委員会を開会いたします。
連日いろいろな諸行事に参加されてご苦労さまです。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、議長の出席をいただいております。委員外議員として渡辺精郎議員、井上議員の出席を許可します。

1. 所管からの報告事項について

1、所管からの報告事項に入らせていただきますが、何回も申し上げておりますが、質疑、答弁につきましては的確に要旨がわかるようお願いいたします。

(1)、生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向についての説明を求めます。

(1) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について

国嶋課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木 下 前副市長ともう一人どなたでしたか。

(「ここに書いてある」と言う声あり)

木 下 失礼しました。終わります。済みません。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

(2)、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等についての説明を求めます。

(2) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について

深村副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木 下 私の勉強不足かもしれませんが、無償譲渡したならば入居の申込書なんかの関係は全部そちらのほうに移行という考えでよろしいのでしょうか。

深村副主幹 例えば私どもの高齢者の関係で申しますと、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームにつきましてはこれまでも事業団に直接お申し込みをいただいていたところではあるのです、申し込みの際には、こうしたものにつきましては、従来と、そのまま変わらずと。養護老人ホームにつきましては、こちらは措置施設ということで市町村、自治体が措置の決定をするものですから、これは従来どおり滝川市にもお申し込みをいただき、滝川市がその決定、申し込みの段取りをつけていくということになります。

木 下 わかりました。

資料要求のことも今お話ししてもよろしいでしょうか、委員長。

委員長 資料要求の内容について述べてください。

木 下 できましたら、一番新しい7月1日付の理事と評議員の名簿がありましたら提出していただきたいと思います。

委員長 事業団の理事等の名簿の資料要求が出ましたけれども、最新の名簿というのは

深村副主幹 用意できますか。
 委 員 長 用意できます。
 事業団理事等の名簿について、資料要求することによってよろしいでしょうか。
 (異議なしの声あり)
 委 員 長 それでは、資料提出についてよろしくお願いいたします。
 ほかにも質疑ございますでしょうか。
 窪 之 内 1点目ですが、道内の老人施設の民間移譲の状況というのが1ページ目の資料
 で出ているのですけれども、民間譲渡してから施設の建てかえを行ったところ
 があれば伺いたいということが1点。
 それと、2ページ目、民営化のメリットが載っているのですが、デメリットの
 ほうは何も書かれていないので、懸念されることが多分あるのだと思うのです
 けれども、その点について。その中で協議で出てこないというのだったら仕方
 ないと思うのですが、譲渡の話が煮詰まって滝川市の財政にとってどういった
 影響を与えるのかということがはっきりしてくる時期、いろんなことについて
 はっきりしてくる時期というのはいつごろだと捉えたらいいのかということ。
 13施設のうちの10施設で、残り3つについての方針は当初と変わらないという
 ことなのか、現時点での残り施設についての市の考え方について伺いたい
 と思います。
 以上です。
 深村副主幹 まず、1点目の民間移譲後の建てかえに関してですが、実は砂川市の事例なの
 ですけれども、こちらにつきましては平成18年4月に砂川市直営から砂川福祉
 会のほうへ事業移管した後、平成19年5月に特別養護老人ホームを新たに移転
 改築いたしました。それから、平成21年4月の芽室町、これにつきましても移
 譲後の法人により建てかえが進められたというふうにこちらのほうでは情報と
 して押さえております。その他につきましては、申しわけございませんが、わ
 かりかねます。
 続いて、デメリットなのですけれども、デメリットは済みません、次に送らせ
 ていただいて、市財政への影響という部分なのですけれども、これにつきましては
 は先ほどの緑寿園の建てかえ、これにかかわります基本方針、さらに施設の
 方向性の整理、こうしたものを踏まえて市財政への直接的な影響額、これは市
 の今後のシミュレーションになってくると思うのですけれども、そういったも
 のにつきましては早ければ来月にはお見せできるような形に向けて努力してい
 きたいと思っております。
 残り3つ、西町デイサービスセンター、三世代交流センター、さらに花月保育
 所ということですが、当初西町デイと三世代交流センターにつきましては
 は合築施設ということで、しかも三世代交流センターにつきましては貸し館が
 主たる事業のメインとなっている中でその利用状況がなかなか伸びていない
 という問題などもあって今回は対象から外しておりました。これにつきましては、
 各施設の今後に対する問題点、課題点の抽出と、それから施設の方向性を見き
 わめた上でいま一度整理をしていきたいと思っておりますので、現時点におき
 ましては前回同様の指定管理という位置づけにさせていただきたいのと、花月
 保育所につきましてはこどもセンターとの併設施設ということから、区分所有
 の可能性について検討を進めていきたいとは思っておりますが、こちらにつき
 ましても現時点においては無償貸し付けということで考えているところでござ

います。

デメリットにつきましては、極力メリットに生かせるように事業団とも協議の中で細部にわたって詰めていこうと考えておりますので、何より利用者、入園者の方に対しますそうした不都合が発生しないような形で事業移管の協定書も結ぼうと思っておりますし、協議の中では細部を整理していきたいと思っておりますので、現時点で大きなデメリットはないと考えております。

窪 之 内

1点目のことについては、譲渡した後建てかえをやったところが経営としてきちんと建てかえの建設費の償還も含めてやっていけているのかどうかということが実は知りたかったのです、今後の緑寿園のことも考えて。そういうところはきちんとなっているとは思いますが、その点がわかっていればお伺いしたいと。

デメリットというのは、1つは利用者に対してはメリットが生かせるようにということがあるのだと思うのですが、市の財政にとってどういうふうなことになるのかなというようにことがメリットと言えるのかデメリットと言えるのか、一時的にはこういうことだけれども、長期的に見れば財政的にも市としてはメリットなのだとか、そういうものが知りたいと思ったのですが、9月には出せるということなので、そのときに改めて伺いたいと思います。

それと、3つの施設については、10の施設と一緒に区分所有とかも含めて協議をしていくと考えていいのでしょうか。

深村副主幹

まず、1点目の建てかえ後の経営の安定性という部分なのですが、砂川福祉会さんと、それから芽室町さんの慧誠会さんにつきましても事業規模としては滝川市の事業団よりは小さい社会福祉法人になっております。移譲後の特養の建てかえでございますので、介護報酬による安定的な経営が機構等からの借入れも含めてなされているものとは思いますが、直接確認はとっておりません。

それから、3点目の残り3施設なのですが、これにつきましても譲渡の予定の10施設と一緒に事業団側には示して協議のテーブルにはのせていきたいと考えております。

委 員 長
清 水

ほかに質疑ございますでしょうか。

2ページの形態としては無償譲渡とするということの理由として、補助金等の返還が不要ということはわかるのですが、4ページ、5ページの中を見るとまだ建てて10年に満たないような施設もたくさんあるということで、市にとってはそういう意味でももちろんメリットはあるのだけれども、有償でやった場合どんなふうになるのかというような試算も示してもらわないと、何かあうんの呼吸でわかるのだけれども、市民に聞かれても補助金を返さなくていいのだと、幾ら返さなくていいのかといったら、幾らだと、それだけでは弱いという気がするのです。だから、それはどっちが有利かというのはもう結論が出てこう書いているわけでしょうけれども、その経過というのをわかる資料を要求したいと思います。

2点目は、3ページなのですが、まず一番上の①、②の棒線の主体的にというのはどういう意味なのかと。事業団が行うというのと事業団が主体的にというのと、その違いについて伺います。

施設の中で建てかえが必要な3施設については、譲渡計画の施設運営シミュレーション検討、こういうもので恐らく示されるのだらうと思うのですが、指定

管理のもとでは介護報酬は全額支払っているのです。だから、事業団が施設を所有して独立したとしても収入がそれよりふえるということはないと思うのです。現状の事業団の財政シミュレーション、市が建てかえた場合のシミュレーションと譲渡後独自に建てかえた場合の財政シミュレーションと、これも比較の形で出していただけると思うのですが、お伺いをしたいと思います。

それと、やはり総額で50億円近い施設を、古いのもありますが、譲渡をするということであれば、しかもその譲渡先がこれを見る限り非公募ですよ。引き継ぎがもう議決の前に始まるわけだから、非公募でやるというのは明らかなのですが、非公募でやることについて私は賛成ですが、相手のいわゆる財政状況をきちんと滝川市が、あるいは議会が把握をするということが非公募でやる場合の私は最低条件です。譲渡してしまったら、そんなことがあった、あんなことが出てきたなんていうことにならないように、少なくとも市の職員が引き上げてからもう五、六年たつわけで、その後あの方がどんなことをやっていたかもわからないし、だから市の監査委員がはっきり決まっているわけですから、抜き打ちではなくてもしっかりと入るということについて相手の承諾を得て監査をきちっと行う、監査でなければ市の市長部局として財務調査を行うと、どちらかを行わないと私は非公募の条件は満たせないと思いますが、伺います。最後に、議会提案との関係なのですが、ここに書かれているものは7つございます。これは、12月主体なのか3月主体なのかということをもっとお伺いします。当然こういう問題ですから、付託ということではなくても厚生常任委員会が調査をしっかりやるということと、急に議案が出るのではなくて、そういうような進め方が可能なのかということをお伺いします。

以上です。

委員長

清水委員、1点目の内容については資料要求ということでよろしいのでしょうか。

清水

はい。

委員長

所管のほうで、無償譲渡に至る経緯についての資料の提出は可能でしょうか。

深村副主幹

実は、過去に試算したこともありました。有償譲渡で譲渡した場合となりますと、補助金の返還とともに起債の残債につきましても一括の繰上償還を余儀なくされるというようなお話もあって何パターンかで試算したときには、仮に有償で設定した金額を譲渡代金としてもらっても返す金額と相殺したら無償と何ら変わらないというような結果が生まれたこともありましたので、現実問題としてはそういうことになるかとは思いますが、ご希望に沿える資料になるかどうかわかりませんが、仮にという条件をつけさせていただく中で試算してみたいとは思っています。提出する方向で考えたいと思います。

委員長

清水委員、今のような資料内容でよろしいですか。

清水

はい。

委員長

それでは、委員の皆さんにお諮りいたします。

無償譲渡に至る経緯について資料要求することとで、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、資料提出についてよろしく願いいたします。

そのほかのご答弁お願いいたします。

深村副主幹

資料の3ページ目の主体の部分ですけれども、これはあくまでも譲渡後の事業

団によってやっていただく、建てかえを進めていただくということで、特に主体的云々という部分につきましては違いがあるとかということではございませんので、それにつきましてはご理解をいただきたいと思います。

3点目、収入がふえると思えないと、市が建てた場合と事業団が建てかえた場合の違いということなのですけれども、今は指定管理の代行負担金として支出をさせていただいておりますが、今度施設譲渡後は事業団が例えば高齢者施設であれば介護報酬を、それから障がい施設であれば自立支援等給付費を受けるということになります。実は民間が運営することによります各加算ですとか、そういった公共にはないような制度もございますので、一概に譲渡後の事業団の収入がふえないというようなことは実はなくて、細かなものも含めるとそれなりに加算制度というものを事業団が有効に使えると思っております。市が建てかえた場合と事業団が建てかえた場合ということにおきましては、以前にもお話し申し上げた市であれば起債制度、事業団であれば借り入れ、補助制度は同じくあるということなので、公共と民の制度に沿った建てかえの財源ということであれば大きな差異はないと、使える制度を使った中での差異はないとご理解いただきたいと思います。

非公募が条件ということになって、そして譲渡先の財政状況をしっかりと的確に把握しなければならないというようなお話をいただきました。これにつきましては、既に事業団の監査として2名おりまして、さらに外部監査も導入して会計監査を行っているところであります。さらには、北海道によります指導監査、法人監査も行われておりますので、こちらについて市の監査委員が、あるいは保健福祉部が目通しをしてしっかりと財務状況等についての把握をとということには至らないと思っております。

最後になりましたが、議会提案、12月、3月、どちらが主体なのかというお話ですけれども、ほかの自治体の事例では、実は譲渡の数が少ないということで、12月で行われていたようなところも何カ所か見受けられましたが、当市におきましては現在の流れにおきますと10施設の譲渡ということで、しかもそれにかかわって条例の改廃ですとか、財産処分の議案ですとかとなりますと、やはり3月が中心になるのではないのかと思っております。

最後になりますが、一応スケジュールでは、10月をめどに矢印が主に引かされています。これは、来年の春を見据えた場合には10月の時点でおおよその譲渡計画、譲渡方針というものが固まって、そして議会の皆様にもある程度のご理解はいただかないと次の段階に進めないであろうということから、矢印は10月までこのスケジュール上は指しております。しかしながら、最後の議会提案まで含めまして、その都度必要なものにつきましてはこの厚生常任委員会の場なりを通じまして報告をさせていただきたいと思っておりますので、いきなり唐突に議会提案と、その前段の厚生常任委員会で報告がなされると、そういったことはないようにしていきたいと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

清 水

1点目の質疑と3施設のシミュレーションの点、結構ダブる中身だと思うので、単純にダブるとは思わないけれども、今民間の場合になると加算がつくということも言われたわけですが、1年間に20億円とか、事業団にとって約1億円、5,000万円から1億円の間の利益が出ると、そういう団体です。ここが特養をまず建てかえると、軽費、養護もほぼ同時期に建てかえとなるとどの程度の起

償還とかが必要になってくるのかということかというと、そう簡単なことではないだろうなということで、かなり事業団の今の経営、予算、決算とか、そういうものをベースにしたシミュレーションとかというのが出てこないと一般的なものに終わってしまって、これは明らかに人件費にシワ寄せが行くというようなことが判断できるような、そういう踏み込んだようなものが出されるのかということをお聞きしたいと。

以上です。

深村副主幹

スケジュールにも書いておりました施設運営のシミュレーション、とりわけ市の財政的な見通しもそうですが、譲渡を受けた後の事業団が滝川市の社会福祉事業を継続して安定的に運営していただかなければならないというのは我々にとっても最優先の事柄だと思っております。したがって、事業団の経営シミュレーションにつきましては、我々もあらゆる角度で内容分析に努めて、しっかりとしたものでこの委員会の場にお示しできるような形で事業団側にもつくり上げていただきたいと思いますし、我々としてもそういった中で一緒にシミュレーション作成にはかかわっていきたく思っております。

佐々木部長

きょうのスケジュールを含めまして、ついせんだって事業団のほうと、しっかりお話ししまして、そしてつい先日も向こうもプロジェクトをつくって、滝川市のほうもそういう辞令行為ではないですけども、内部のプロジェクト的なものをつくって両方整合性をとりながらこのスケジュールに向けて今始動しつつありますので、その中で今言ったようなものも一体となって検討しながら、今後ご報告、提案しながらいろいろとご意見等をいただきたいと思いますので、今後よろしく願いいたします。スケジュールは、何しろ来年、先ほど言いましたように12月、3月に向けて今始動しておりますので、今までの昔のベースもあるものですから、そういうものもうまく使いながらしっかりやっていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

清 水

先ほど監査についてはその必要はないだろうと、十分信頼できるだろうということがあったのですが、私がなぜそれを言ったのかということ、24年度決算が1億5,000万円以上の収益が出た、予算が四千何百万円だったので、1億円以上の収益増だったのです。これって一体何なのかなと考えただけけれども、芦別の市立病院の跡にできた老健施設が入居者が少なく一気に1億円ぐらい赤字を出したのです。私は、その逆だろうと思います。何がというと、人件費がぎりぎりの時期がずっと続いて人件費が浮いたのではないかと。今まで事業団ってそんな1億5,000万円も利益が出たことなんてないのだから、これは内情をきちんと見ておく必要があると。要するに介護労働者に対する今の雇用がよくないのではないかという疑いを持つわけです。それで、監査は十分だということであれば、この3年間ぐらいの事業団の決算書とかを議員が閲覧できるような、そういう許可をぜひ事業団に得ていただきたいと。これは、きょう結論が出ないでしょうから、要望をしておきたいと思っております。

委員長

深村副主幹

そういったことが可能であるのかどうか、答弁できますか。

社会福祉法人につきましては、そういった財務の状況等については積極的に公表するようにと実は定めがあります。開設しているホームページの中で提供する法人もございますが、基本的にはそうでなければ法人内にそうした閲覧できるように準備をしておかなければならないとなっておりますことから、それは拒むものではないと理解をしております。

以上です。

清水 深村副主幹 僕は、議会のほうに置いてくれということを聞いている。それは確認してみないと何とも言えないのですが、方針で閲覧できるものを例えばその求めに応じてではここにもそこにもということに果たしてなり得るのかと実は思いますので、可能であるならば赴いていただいてごらんになっていただくというのが理想かとは思いますが、事業団のほうには確認をしてみたいと思います。

清水 私が言っているのは、非公募で無償譲渡しようとしているわけです。競争なしで。やっぱり今の世の中というのは、いろんな考え方があるわけです。直営の施設は、市の職員を分限解雇してまでも民間社会福祉法人に売却したりしているのです。だから、そういう中でやるということをもう少し私は重く受けとめて市議会に対する公開を、十分にやっていただかないととてもではないけれども、市民の負託には応えられないと思っての要望ですので、よろしくお願いをしたいと思います。答弁は要りません。

委員長 それでは、要望ということで受けとめさせていただきます。ほかに、質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。続きまして、ここで前回の委員会におきましてお話がありました緑寿園の建てかえに伴う視察の案件でございますが、この案件につきましては委員長としましては行うべきと判断いたしました。それで、この視察について実施することによって委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議なしと認めます。続きまして、日程については、今のところ9月30日から10月2日の間で視察を行うということで調整したいと思います。この日程につきましては、正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定させていただきます。所管入れかえのため、ここで暫時休憩といたします。

休 憩 13:55

再 開 14:05

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(3)、ごみ処理手数料の改定についての説明を求めます。

(「その前に資料要求したい」と言う声あり)

委員長 ごみ処理に関してですか。

(「はい」と言う声あり)

清水 通告要旨を提出しておりますので、その一番最後につけております。1点目は、中・北空知廃棄物処理広域連合の起債償還、包括委託などの変動を見るために中長期の市負担額の見込みの資料ということで、この資料ありますよね、ごみ処理経費年次別表、家庭系住民負担率積算表と。ただ、これ家庭系なので、例えばこれの④が26年度以降1億2,310万円となっています。家庭系と事業系を合わせ、これであれば家庭系ということで数字を出してもらうか、家庭系及び事業系両方出してもらうか、26年度から39年度ぐらいまでは出ているという話を

聞いているので、そういう数字、この123100に相応する数字、それと同じく③の208100に相応する数字ということで2つ資料を要求したいと思います。というのは、26年度以降かなり広域連合の負担金がふえるという話を聞いたので、そこをきちんと把握しておかなければならないということと、その26年度以降という話の数字がどうも26年度の数字ではなくて、今後10年間とかの平均だとか、そんな数字ではないかという話を聞いたので、資料を要求したいと思います。

委員長
石川参事

今の資料要求については所管は提出できますか。
確認なのですが、今言われたところの中・北空知廃棄物処理広域連合と中空知衛生施設組合の26年度以降に入っている数字の根拠ということをお示しすればいいということでしょうか。

清水

いや、26年度の根拠は口頭で結構です。この中長期の市負担額の見込みの資料だけで結構です。

石川参事

はい、わかりました。
済みません。先ほど言われた27年から39年……

石川参事

（「という資料があるという話を……」と言う声あり）
あるかどうか。広域連合はあるかと思いますが、中空知はそこまでないと思います。

石川参事
委員長

（「じゃ、あるだけでも」言う声あり）
はい、わかりました。
今の資料について請求要求するということでよろしいですか。
（異議なしの声あり）

委員長

それでは、資料提出についてよろしくお願いいたします。
改めて、（3）、ごみ処理手数料の改定についての説明を求めます。

配野課長
石川参事

（3）ごみ処理手数料の改定について
（別紙資料に基づき説明する。）
前回清水委員からの保留にありました質疑について答弁をしたいと思います。
内容については、まず前回の通告の1点目、処理原価の構成要素分析でリサイクルの部分です。それで、1としてリサイクルの稼働率が低下しているのではないか、稼働率は1、生ごみ、2、可燃ごみの圧縮とトレーラー運搬、3、ペット、缶の選別工程、それぞれについて（イ）、現在どうなっているか、（ロ）、またオープン以来の推移はということでございます。午前中リサイクルの視察で、稼働率ということで24年度の話をしておりました。中空知衛生施設組合の岸主幹のほうで説明したときに、施設規模ということで、例えば生ごみですと55トンという言い方をしておりますが、それは施設を決定するときの規模ですので、当然変動もありますので、安全率を見越しております。あの施設規模は19パーセントアップした数字となっておりますので、計画値を19パーセント減らしたものとしてお答えしたいと思います。稼働率ですが、23年度のデータです。生ごみ、稼働率39パーセント、可燃ごみ圧縮83パーセント、トレーラー運搬は圧縮と連動していると考えていただきたいと思います。ペット、缶合わせて65パーセント。（ロ）として、オープン以来の推移ということですが、生ごみは、16年度51パーセントから徐々に減少傾向にあります。20年度で43パーセントでございます。可燃ごみ圧縮は、16年度84パーセント、18年度89パー

セントと上がっております。また、20年度84パーセントと16年度と同じということではほぼ横ばい状態というのが続いております。ペット、缶、これについては16年度は68パーセント、これから20年度に54パーセントまで減少傾向、そして21年度がまた上がって65パーセント、それ以降は横ばい状態というような状態ということでございます。

2点目、新たな分別で運搬が減るということでのどのような影響が出るかということでございます。中空知衛生施設組合全体の滝川市の中継施設の構成比、滝川市が占める割合、これは67パーセントとなっております。新たに分別で大体19パーセントということなので、これに67パーセントを掛けて大体13パーセントが削減されるかと考えられます。コンテナは、1日平均7台ということですので、約6台で済むのかなと。6.0幾らという数字なのですが、逆に6台では間に合わないぐらいというようなことです。これによりまして燃料費、消耗品の削減が想定されます。人件費については、コンテナ車とほかにもう一台、残渣を運搬する車がありまして、これで3人ということで計画的に人員配置ということをやっておりますので、人員削減には影響しないのではないかと回答でございます。

3点目、生ごみ収集量が減少した場合どのような影響が出るかということでございます。生ごみの収集量が減少した場合ということですが、先ほど申しましたとおり16年度のときにも51パーセント、現在で40パーセントぐらいということで10年前と比べれば大体8割程度となっております。その状態で今現在人員配置をやっているというような状況です。それで、こういうような状況で生ごみが減少した場合ということですが、前処理施設の部分の稼働率は当然減少すると思いますので、ここに対しての維持管理費の減少は考えられます。しかしながら、きょう見ていただきましたが、特にビデオで見ていただいたところですが、水処理の系統、それと発酵槽の系統、これについては減少にかかわらず24時間運転をするということで処理をしております。ですので、ここについては大きな影響がないだろうと思われれます。また、メタンガスの減少に伴って発電量に影響を及ぼすということにはなるかと思います。人件費についてですが、人については計測機器の確認ですとかポンプ機器等の作動確認などを行っております、基本的配置を行っておりますので、直ちにごみ量の減少に伴う人件費の削減にはならないという回答でございます。

続きまして、4点目、施設のハード面についてでございます。今後5年から10年の改修整備予定についてと、それと施設の耐用年数をどのように考えているかということでございます。今後5年から10年の大規模改修の予定ですが、データロガー、電気機器設備、もろもろ小さい機器の部分です。それと、汚泥脱水機の回転体、それとガスホルダーの中に入っているガスバック、これはプラスチック製になっておりますので、経年劣化というものが考えられます。それと、発電機、可燃ごみの圧縮に使っているコンパクターのシリンダー、これらの更新が考えられるということでございます。それと、ごみ処理施設の耐用年数、一般的には大体20年から25年と言われておりますが、本施設についても同様と考えているという回答を得ております。

以上、前回の部分の答弁とさせていただきます。

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

運上主査
委員長

まずは、別紙資料及び前回の答弁について、質疑ございますでしょうか。

清 水 この事業系一般廃棄物における収集業者設定のごみ手数料なのですが、可燃、不燃、缶、瓶、ペットボトル、これ結構な値段で回収しますよね。これをリサイクルクリーンに入れているのですか。

運上主査 リサイクルクリーンに入ってきてございます。事業系のごみの料金設定については、市で直接関与していないものですから、袋代の料金設定という部分では私どもが中に仲介しているわけではないので、そこはご理解いただきたいというのと、当然収集運搬のかかる経費を含めて業者さんのほうで料金設定をしているとお伺いしております。

清 水 よくわからないのですが、基本的にこれは有価物が含まれているわけですね。有価物を普通集めるときは、お金もらうのではなくてお金を渡すのです、場合によっては、最低でも無料なのです。だけれども、A社、B社ともに例えばペットは別として缶、瓶については220円、無料とか、お金を渡してもいいところ220円で持ってきて、それもそこで利益が出たものの処理を公の施設でやるというのは道理に合わないのではないかと思います。そこで利益を上げるのであれば、自分たちでそれこそマテックとかに持っていけばいいのではないかなど。マテックは、喜んで受け取りますから、缶、瓶については、ペットについては、これは市の収集義務というがあるので、別だけれども、缶、瓶についてはどのように考えますか。

運上主査 現状いろんな事業者さんがいらっしゃる中で、直接リサイクルクリーンに持ち込まれる業者さんも多数いらっしゃるということなので、生と可燃、不燃を契約していても缶、瓶、ペットボトルはある程度たった時点で直接リサイクルクリーンに別途搬入しているという契約者の方もいらっしゃるようですし、先ほど清水委員がおっしゃっていたようにマテックとかと直接その資源の部分だけは契約されている方もいらっしゃるということで、実際に生、可燃と資源ごみもあわせて契約している件数というのがどれぐらいあるのかというのは確認をとっていないので、件数としては把握しておりませんが、そういった意味では契約行為で自分たちで直接持っていけない、あるいはほかとの契約をしていないという部分で収集をしてもらうというところをお金で契約をするといった類いの形の事業系の契約になっていますから、その点については私どもで直接関与するという考え方では今のところないと思います。

清 水 缶と瓶について220円とか240円という高い金額で請け負って、これをリサイクルクリーンで処理している年間の重量についてお伺いします。

運上主査 以前の厚生常任委員会を出しているごみ処理量の推移の中でのデータでしか今お答えできないのですが、事業系のごみとして入ってきているものについては22年度でいけば190トン、23年度では193トンということで、この資源ごみの中にペットボトルだとか缶だとか紙類が含まれてきますので、ペットボトルとか瓶と缶というデータは今手元に持ち合わせてございませんが、それがリサイクルクリーンに入ってきている分ということでございます。ただし、この中には委託業者のほうで運んできているものと、個々のお金を取って運んできているものと直接事業者の方が持ち込みになっているものと合算した数字でございますので、今すぐこの数字ということになりますと、抽出するのに時間がかかりますので、今のところ回答できる数字はこの193トンということでご理解をいただければと思います。

委員長

そのほか別紙資料及び前回の答弁について、質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長
清水

それでは、全体を通して質疑を受けます。質疑ございますでしょうか。通告していますので、その内容でお聞きしたいと思います。大きな1件目ですが、廃棄物処理行政の抜本改革についてということで、1点目、広域焼却施設稼働直後にごみ減量化する迷走への反省というタイトルをつけさせていただきましたが、ここでは雑紙の資源回収を開始すると言えば聞こえはいいが、広域焼却施設稼働直後に約20パーセント可燃ごみの減量化を開始する、しかも新たな設備は必要がないと、町内会でも独自に始めている、分別も難しくないということで、これでは雑紙だけでも焼却施設の建設前に減量化していれば2割小さな焼却施設でよかったということではないのか、またこれについて反省という考えはないか。

2点目は、サーマルリサイクルは少数派であり、容器包装リサイクル法にのっとって分別回収年度の目標を設定すべきということで、プラスチック容器包装については今回出された資料で35市中23市が分別収集を実施し、白色トレーのみを回収が3市、一部収集が1市、実施していないのは8市で、滝川がその中に入っていると。しかも、プラスチック容器包装は、ごみの中でも重量だけでなく、弁当や総菜、刺身などのスーパー等でのケースはかさばり、有料袋の使用枚数を大きくしています。サーマルリサイクルなどとして効率の悪いごみ焼却発電を続けるのか、それとも目標年度を定めて資源回収化するのか、お考えを伺います。

3点目、白色トレーは店舗の回収箱に届けてくださいということをこの10年間市は言い続けてきております。ところで、白色トレーの回収率をどう把握されておりますか。回収率の向上策については、どのようなことをされてきましたか。23市はもちろんやっているし、3市は白色トレーだけをやっている。白色トレーについては、分別も非常に簡単ですし、分別回収に踏み切るべきではないかということです。

4点目、管理型最終処分場の延命への抜本策について。公園や家庭の雑草や剪定木材の埋め立ては、年間何トンか。また、堆肥化して処分場を延命すべきではないか。

5点目として、条例の第8条、第2節、事業者の役割、資源化、再利用の促進等、あるいは資源化、再利用の容易性の自己評価等、再生資源及び再生品の利用、適正容器包装等などについて市内の事業者に努力義務等を条例で定めておりますが、これについての実態はどのようになっているのでしょうか、どのように把握されているのでしょうか。

6点目、プラスチックの容器包装、あるいはその他プラスチックと言われるものの分別回収については三千数百万円の設備が毎年かかるのに加え、ごみ焼却費の減額分は約600万円ということが答弁されてきたのですが、きょうの視察で私は感じたのですけれども、ペットボトルのために分別ライン、また圧縮こん包ライン、これを使っているというのは非常に何か、機械は必要ないだろうと。というのは、市内の小さな個人的な資源商の方々はペットボトルをフレコンに詰めてマテックに持ち込むのです。だから、回収したものを、分別収集したものをそういう人たちに委託をしてフレコンで持っていったらええ、あのラインは全く動かさなくていいのです。しかも、その場合潰れたものをはじくのか

どうかも資源商に調べてみる必要があると。いろんな意味でペットボトルのためにあのラインを独占させるのはどうなのかということを私は感じました。それで、あのラインをプラスチック容器包装、その他プラスチックのラインにしてやれば、選別から圧縮こん包まで、そしてあそこにペットボトルの要するにヤードが必要なくなるわけだから、そこにプラの置き場所もできるということについて提案をしたいと。きょう視察しての話なので、不十分ではあるかもしれませんが、これについてお考えを伺いたいと思います。

大きな2件目は、市民負担増についてです。1点目、長期のデフレ不況などで格差が開く市民に新たな負担増はすべきでないということで、長期のデフレ不況、灯油高騰、円安による各種食料品等の値上げ、低賃金と非正規化の進展、年金削減などによる収入減、さらに今後の電気料金値上げ、消費税増税が時期は別として実施がほぼ確実な情勢です。さらには、医療、介護の負担増など、市民の経済格差が開く一方です。こういう状況で市民負担増をすることは、自治体の使命から外れていると思うのですが、自治体の使命からいうとぜひ踏みとどまるべきと考えますが、お考えを伺います。

2点目は、減免制度ですが、減免制度は障がい者が入っていないと。この問題については、今のところ考えていないという答弁が前委員会では出されましたが、やはり子育て世代支援がないなど、見直し時期に来ているのではないかと。上下水道料金とあわせ、来年度に向け検討を始めるべきと考えますが、お考えを伺います。

3点目ですが、きょうの道新で岩見沢市がおむつ利用世帯へのごみ処理手数料の減免を決めたという報道がありました。子育てや介護の両方について住民税非課税の枠を設けず、実施すべきと考えます。仮に所得制限をつけるとしても、所得税率で15パーセント以上とかいう基準を設けるなどであれば十分捕捉ができますので、高額所得者を除き実施はできるのではないかと思います。お考えを伺います。

大きな3件目は、雑紙分別回収についてですが、1点目、回収する日なのですが、可燃ごみの2割とすると月に9回掛ける5分の1で1.8回ということに量的にはなると。ですから、月2回ぐらい収集させることを考えないと、あるいは台数をふやすとか、家庭の中でも置き場所に困るとかいうことでそういうことについて。また、団体の資源回収の量がふえることになると思うのです。それで、回収業者が各団体に対応し切れなくなることもあり得るということで、このあたりについてはどのように計画をされているか。

2点目は、市民の意見の中でシュレッダーをかけたものについて、答弁では現在協議している業者では取り扱いが難しいとされました。しかし、プライバシーを守るために雑紙にしないで可燃ごみにすることがかなりの量になると。何のためのシュレッダーかと。シュレッダーは、再生紙になるというのは常識です。そうでないものもシュレッダーでまざっている場合は、だめだというのはもちろんあるのだけれども、対策について市民説明会に加えて伺います。

大きな4件目は、リサイクル率についてという表題をつけたのですが、まず1点目は資源の回収量ということで、資料6で出された滝川市のごみ処理量の推移で、紙類の資源回収量は最大で2,708トンから連続的に減少して1,847トンで落ちついてきていると。861トン、32パーセント減少した要因は何か。同様に、ペットボトルも108トンから95トンへと減少の要因についてどのように把握し

ているのか。

2点目は、資源回収業者の状況です。市内の回収業者の事業所数、従事者数、高齢化等について、また団体の資源回収は今後も今と同様の条件で続けられるのか。これについては、集団資源回収に限った話をしておりますので、いわゆる収集3社のことではないということです。

3点目として、集団資源回収事業者に対する助成金はペットボトルだけだが、現在の助成額の増額が必要ではないのか。というのは、雑紙についてはやはり作業量がふえると思ってる質疑です。

4点目、リサイクル率ですが、資料6の資源回収以外の資源化量の生よりということを書かれていて、157トンというのは生ごみ収集量4,007トンの3.9パーセントはメタンガスの重量だと思いますが、このうち発電熱として実際に再利用されているメタンガスのトン数、率について、また発電効率について伺います。

5点目は、資料6の資源化率は最大21.7パーセントで、近年おおむね20パーセントとなっています。また、生ごみを加えるとごみ種マスバランスの資源化でガス除くが19.7パーセント、ガス含むが31.8パーセントとなると。ガス除く、ガス含むの場合のそれぞれの全国平均と全国での順位を伺います。

6点目として、雑紙を可燃ごみの2割リサイクルした場合、2012年度で家庭系、事業系の合計8,010トンのうち約1,600トンがリサイクルに回り、リサイクル率が約9.6パーセント増となり、ガス除くが29.3パーセント、ガス含むが47.7パーセントになるということでしょうか、確認をします。

大きな5件目、リサイクリン施設費の起債償還について。起債償還額の推移と滝川市の負担推移については、これについては負担額の中で資料で求めるものではなくて、口頭で構いません。もう10年たっているの、いつごろ落ちる時期が来るのかということでお伺いします。

大きな6件目で、1点目、中・北空知廃棄物処理広域連合の処理経費の見通しについてで、市町負担金なのですが、2013年度の滝川市負担金は1億4,960万1,000円、これは広域連合の予算書です。5市9町総額4億675万2,000円の36.8パーセントと。前回の答弁では、建設費を除くその他経費は全て従量割りになるとして、36.3パーセントから31.4パーセントへと見込んでいます。金額として約1億4,800万円から1億2,800万円と約2,000万円の支出減を見込んでいるということでもいいのか。2013年度は資料に載っていないので、口頭で聞かせていただきます。広域連合予算書の数字で示していただきたい。

2点目、可燃ごみ1トン当たりの処理経費ですが、広域連合議会答弁で2013年度はその他経費が4億800万円、年間ごみ量が22,806トンということで、トン当たり1万7,574円が算出できます。2014年度以降もこの程度と見込んでいるのか、これであれば市民説明会資料のごみ処理手数料改定の背景についての1で挙げているごみ処理経費の増加、エコバレー歌志内焼却処理費の増加は住民負担割合を増加させる理由にはならないのではないか。2003年度のエコバレーの1万5,960円、トン当たりの10.1パーセント増であると。この数字をいろいろ分析していくと、こういう数字にぶつかったところで、これは単純ではないということをもって平成26年度以降の中長期の市民負担の資料を請求したわけです。この1万7,574円というのが2万円とか2万数千円になるという根拠が恐らくあるのだらうということでお伺いをします。

3点目、値上げ理由に挙げている市民負担率について、6月21日の資料では平

委員長
石川参事

成15年度26.1パーセントから平成22年度18.7パーセント、7月17日の資料では数字が違うのです、18.09パーセントと。計算方法に違いがあるのではということ、一応確認です。

4点目、事業系の住民負担率はどのように推移したのかについても伺います。

5点目、市民説明会の理由の2に挙げている新たなごみ処理施設の整備、建設費は滝川市で幾らかと。これについては、先ほどの資料の滝川市の負担にあらわれてくると思いますが、口頭でも伺いたいと思います。

以上です。

それでは、答弁を求めます。

多数あるので、原則順番にということで、途中少し抜けるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。

まず、1件目、廃棄物処理行政の抜本改革についてということで、1点目、中・北空知エネクリーンはエコバレーの撤退が決まって早急に新施設を整備しなければいけなかったと。その前に値上がりですとか、そういうような協議を行って、そして撤退を容認したということで早急に整備をしなければいけないと。団体もできていなかった、広域連合もできていなかったということで急遽、今までやっていたエコバレー歌志内のデータをもって早急に建てたということでございます。そのような分別というような時間もなかったという部分についてはご理解いただきたいと思います。やはりこのごみ処理施設がないということになれば、住民のごみ処理ができなくなると、これだけは避けたかったということでございます。

そしてまた、雑紙の関係ですが、14市町が横並びですぐ行こうというわけではないということでございます。滝川市も今現在滝川市だけで負担を見ますと、大体三十何パーセントというような構成比を持っておりますが、どれだけの減量ができるかということもありますけれども、エネクリーンに対しての大きな影響を及ぼすということにはならないと考えております。

2点目、サーマルリサイクルの少数派という部分の関係でございます。プラスチック容器包装ということについては前回の厚生常任委員会でも説明しているかと思いますが、廃プラスチック全体の割合に対して容器包装の部分というのは大体14パーセントぐらいしかないと、あと残りは実際燃やしているということでございます。それで、リサイクル品として原則使用されている率が低いということもございます。多くは最終的に焼却や燃料として使用されているということから、当面はサーマルリサイクルに対応する新施設に合わせた対応を行っていく予定でございます。かさばるというような容器の出し方については、今でも工夫をされて出しているのかと思いますが、今回の条例が決まって説明会が実施されるということになれば、その中で周知をしていきたいと思っております。

3点目、白色トレイの関係でございます。滝川市内のスーパーマーケットは、滝川市のみならず、中空知、北空知の商圈人口をカバーしているということからも正確な回収率を把握するのは難しいと思っております。今後も減量化というようなスタンスで周知をしていきたいと思っております。また、白色トレイをどこでやるかということになれば、当然施設がないので、リサイクリンということになりましょうが、これをやるためのヤードですとか、圧縮機をつくるだとか、特にそのまま処理をしないのであればヤードが必要になってくると

運上主査

というような部分があって経費も出てくるということで、減量化の一手段というスタンスで周知をしていきたいと思っております。

4点目、先ほど最終処分場の関係で公園や家庭の雑草や剪定木材の埋め立ては年間何トンかということでございますけれども、堆肥化して処分場を延命すべきではないかということでございますが、公園の刈り草、あるいは街路樹の剪定枝につきましては当市の最終処分場には搬入をされていないという現状でございます。公共工事、例えば道あるいは国の管理している国道、道道等の草刈りを請け負っている業務の会社が持ち込むというケースは一部ありますけれども、基本はこういった業者も砂川あるいは芦別に、そういう草を処理する業者のほうに、直接再利用、堆肥化しているところに持ち込んだりということで、ほとんど滝川市の処分場には入ってきていないという現状でございます。ですから、数字的にはほんの一部ということで、正確な数字は今出してくる時間がなかったですが、そういった形で草あるいは剪定枝が入ってくるというケースは極めて今は少ないというようなことで最終処分場の延命化に影響を与えるレベルではないと思っております。

石川参事

5点目の条例の第8条の関係でございます。事業者の役割が列記されておまして、これについて実態を把握しているのかということでございますが、これについては特段の把握はしておりません。ただ、事業者が廃棄物を出すというときにどうしたらいいかというような電話等々がかかっております。そういうときにどのように措置をするかと。ですから、そのときには当然どこどこに持って行ってくださいとか、分けなければだめですという指導はしておりますので、そのような形で周知徹底を図っているという状況でございます。

吉井副市長

市民負担増の関係について私のほうから答弁させていただきますが、1点目について、今回のごみの料金の改定につきましては本来であればエコバレーの値上げに合わせて平成20年、平成22年、このあたりに値上げの検討もしていたところでございますけれども、種々の状況の中で改定を見合わせてきたところでございます。そんな中で手数料の改定だけで負担割合の適正化を行うということになると、1.5倍という値上げ、市民負担の増になってしまうという、そういう状況でもあったことから、先ほどからご説明をさせていただいております雑紙での減量化を進めることの中で負担を圧縮する1.25という改定幅にしたところでございます。この辺はご理解いただきたいと思います。

2点目、減免制度の関係でございますけれども、70歳以上の単身世帯につきましては低所得者について助成している制度でございます。住宅等の光熱水費など生活するための固定した経費というものは1人世帯でも2人世帯でも同程度の金額がかかるという中で、年金収入については1人世帯よりも2人世帯が多いということでございます。したがって、2人世帯を対象とするということは考えてはおりません。また、先ほどのおむつの関係も含めまして福祉減免の制度につきましては、経済的に困っている方、低所得者の方、それから子育て等の観点等もありますけれども、これは市の条例、そしてまた中空知衛生施設組合条例、火葬場の使用料等についてはこういった広域の対応も必要になってくることもございます。この改定云々につきましては、やはり厳しい財政状況の中での判断ということもございますので、さらなる財源確保という問題もございますので、現行の減免制度の変更というものは考えてはおりません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6点目、プラスチック容器のその他分別の関係で経費があるということで、きょうのリサイクルの視察ということではペットボトルをああいいうようにこん包をしているのであれば、マテックに持っていったら施設を動かさなくていいのではないかとこの話でございました。この部分なのですが、容器包装リサイクル法という法律がありますが、これはペットボトルですとか、瓶ですとか、あとその他プラ、それとその他紙、これは容器包装リサイクル法で業者が負担をすると、物を売って容器を使うので、それに対して業者に負担をさせるという制度でございます。容器包装については、業者を決めて入札を行う制度ということで、リサイクルもそういう容器包装リサイクル法の指定法人に運んでいると聞いております。一時期国からペットボトルがそういう業者に回らなくなったというのは何かといいますと、海外に輸出をしてしまうと、そういうような形が多かったということで容器包装リサイクル法のラインに乗せて、再生施設に運んでほしいと、そういうようなことでございます。そのためにあの施設でそのルールにのっとってこん包してきれいに清掃して、だめなものをはじいて出すと。ペットボトルは、その他プラと違って1つの素材でできておりますから、再生が非常に楽にできるということでペットボトルだけを集めているということでございますので、これについては今後もあのラインを使ってそのルートに正しく乗せてやっていきたいと考えてございます。

3件目、雑紙の分別回収についてのことでございます。1点目、回収日について月1回ではなくて月2回収集させるようにする必要があるのではないかと、この対応についてどのように計画しているかというような趣旨の内容でございます。収集の回数、現状は月1回ということで考えております。この回数をふやしていくということになりますと、また収集経費の増加にもつながっていくということもございすし、雑紙については生ごみや現状の燃やせるごみ、プラスチック類、容器包装のプラスチック類と比較してにおいが発生するようなごみではないということである程度置いておいていただけるものということから、月1回の収集でしていきたい。ただし、今後の排出される状況等も見ながら今後の対応というのが変化していくかもしれません。現状は月1回で考えたいというところでございます。

2点目、シュレッダーをかけたもののごみということでございますが、これについては説明会でお話ししたとおり今相談している業者につきましてはシュレッダーしたものについては受けれないということなのですけれども、ほかの方法があるかどうかということ、シュレッダーした紙を受けれる業者さんが近郊であるかどうかということだとか、これに対する費用のバランス、どれぐらい経費がかかり、対応していけるものなのかということも含めて今後の検討とさせていただきたいと思います。

それから、4件目のリサイクル率についてでございます。1点目、資源回収量については、紙類の資源回収が2004年の2,708トンから連続的に減少しているということで、この要因ということなのですが、ことしの5月31日の厚生常任委員会に出した資料でのお話かと思うのですが、この中の表で見ていただくとわかるのですけれども、落ちていっている大きな要因としては紙でございます。この紙類が落ちていっている大きな要因としては、この中には新聞、段ボール、雑誌、紙パックということなのですけれども、大きく落ちていっているのは新聞でございます。つまり新聞購読されている方がどんどん減っていっていると

というのがこの要因にあらうかと私どもとしては分析をしているということでございます。インターネットの普及等が影響して、ニュース類はこちらで見れるということから、新聞購読者がかなり落ちていっているのではなかろうかということでございます。ペットボトルについては、確かに今95トンまで一回落ちてしまっていますが、その前段だと100トン前後で推移をしているということで、多少いろんな状況で波が出ているというところで、大きな要因は特に分析はできておりませんが、その年、その年によって上下しているという状況でございます。

2点目、資源回収業者の状況でございます。市内の回収業者、事業所数ということでございますけれども、現在地域の集団資源回収に対応していただいているのは6業者とマテックということで、滝川再生資源組合という組合を構成していただいている中にこの7団体、個人も含みますけれども、対応していただいている、このほかに個人的に古紙回収を行っている業者も別途いると思えますけれども、それについても数少ないものと思っております。この資源回収に対応していただいている再生資源組合のほうは、高齢化はしているのは間違いありません。60代、70代の方が中心になって働いているところもあれば、最近というか、この資源組合ができた当初に参入をした方、後から参入した方の中で若手中心のところも2社この中にはございます。そういったことで行くはこういった若手の人たちが対応していった30代、40代の方がやっているところが中心になってこの活動は続けていただけるものではないかと思っておりますし、一緒に活動していただいている中にマテックもいらっしゃるということでいろんな助言もいただけるのではないかと思います。

3点目、集団資源回収業者に対する助成金でありますけれども、勘違いされたのかと思いますが、ペットボトルだけではなくて瓶、それからスチール缶、紙についても助成金のほうの対象になっております。ペットボトルは、とりわけ空気を運んでいるようなものということもありまして、この単価についてはキロ当たり25円の契約をしておりますけれども、それ以外の瓶、紙、スチール缶等にも対応しているということでございます。

4点目、リサイクル率の関係でございます。生ごみの収集量4,007トンの3.9パーセントはメタンガスの重量と思うがということなのですけれども、これも5月31日の厚生常任委員会に出しているごみ処理状況のマスバランスのことで出てきている数字3.9パーセントと思われますが、これについては生ごみの収集量に対して堆肥化されているものの、きょう施設を見ていただいたところの美○1aにかわっている部分の率だというふうに、生ごみ総量に対して堆肥化されているものが3.9パーセントということでございます。ガス化されているのは18.4パーセントということでございます。このメタンガスのトン数、率、発電効率ということも質疑いただいているのですけれども、5月に厚生常任委員会の資料で出しているのは、リサイクリーンの視察のときにも説明のあったマスバランスをベースにして滝川市のごみ量に置きかえてつくっているのがこの表でありまして、リサイクリーンのガスホルダーでのガス化しているもののトン数、率につきましては、リサイクリーンのほうでないとわからないということでご理解をいただきたいと思えます。

5点目、ごみ種のマスバランスの関係に関連してそれぞれの全国平均でということなのですけれども、データとして出されているものについては全国の調査

の中で調べますと、環境省の発表している平成23年度の全国平均のリサイクル率については20.4パーセントということで、前年の20.8から若干下がっているということでございます。滝川市は、ガス化を除けばここを下回るという形になりますけれども、ガス化を入れればリサイクル率38.1パーセントということでございますので、全国での順位も上位のほうに入ってくるのではないかと思います。ただ、順位まで記したデータを調べる時間がございませんでしたので、その点については全国平均が20.4ということでご理解をいただきたいと思います。

6点目、雑紙を可燃ごみの2割リサイクルした場合にということで、これらがリサイクルに回るとリサイクル率が上がるという関連のお話かと思います。清水委員からの質疑があったとおり、机上の率でいえばそのとおりということになろうかと思います。

以上です。

石川参事

リサイクリン施設費の起債償還について、起債償還の推移ということでございます。まず、平成15年に建っており、事業は13年から始まっておりますが、今の起債が終わるのは建設に係るもの、これについては平成30年度で終わります。28年度までは全体で2億895万1,000円、29年度で下がりまして1億8,832万5,000円、30年度が最終年度となっております。3施設のそれぞれの負担率が違いますので、単純にパーセントは出てきません。それぞれの施設別に掛けなければいけないということがありまして、滝川市の部分です。28年度で1億1,451万5,000円、29年度で1億296万9,000円、30年度で2,161万3,000円、これは先ほど申しましたように建設に係る起債償還ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、中・北空知廃棄物処理広域連合の処理経費の見通しについてということで、1点目、市町負担金、2013年度滝川市の負担金が1億4,960万1,000円、滝川市の予算書と数字は違うのですが、連合の負担金の金額にそのまま36.3パーセントを掛けるということではなくて、この滝川市の負担金の中には建設に係る負担金と維持管理に係る負担金が2つあります。それで、一応うちのほうで押さえている建設に関する負担金というのが198万7,000円、これが今回25年度で出てくる数字と。それ以外のものに対しての維持管理費が36.3から31.4パーセントに下がるのだというような、そういうような解釈をしていただければと思いますが、当然今の建設費だけで200万円ぐらいの負担ということですが、まだ起債償還が利子分しか始まっております。ですので、これからふえていくのだらうと思っております。そういうようなことでご理解願いたいと思います。

2点目、可燃ごみ1トン当たりの処理経費ということで、23年度のその他の経費が4億円ぐらいということで、これでいくと説明会でも今までのエコバレー歌志内の2万5,200円という数字とそれほど変わらないという説明をしております。2013年度だけを見ると、こういう数字になるかと思いますが、先ほど言いましたように起債の金額がまだ始まっていないということと包括委託で15年で70億円という数字で、清水委員も連合の議員さんということでご存じだと思っておりますが、それを15年で割ってもこのような数字にはならないと。平均しますと、こちらのほうでは4億円に対して5億3,600万円ほどを見込んでいます。当然これから上がっていきます。変動もあるというものに対して今後どう

なるかということに対しては、平均で物事を考えて、当然さらなる今後新たなごみ処理のものを考えたときにこの部分がもし上がったとしても、これは既に今のところで加味されているものということで、これについては触れないというような形になろうかと思っておりますので、今15年という経過の中で金額を算定していると。それと、起債償還ですが、本来こういう負担金を考えるときに当初の補助金以外の負担金というものを、一財の部分なのですが、お金がかかります。本来は、それを入れて起債償還も入れて15年ぐらいで割ってというような、そういうようなやり方をするのですが、今回もう既に終わっている部分については経費の中に含めておりません。ですから、償還額だけをということでやっております。それで、2万5,200円程度ということでございます。

3点目、値上げ理由にある市民負担ということで、この歳出のほうの関係ですが、一番最初に出した資料で15年と22年、26年という、22の数字が違うのではないかというような話でございます。一番最初の6月21日に出した資料で追加資料が請求されたということがございました。15と22だけではなくて、その経過がわかる資料ということで言われましたときに、この数字では広域連合の22年の分というものをに入れていませんということで話したかと思っております。それで、前回の委員会を出した資料では22年の部分には、見ていただければわかるのですが、22年の経費として決算ベースとして広域連合の負担金で2,000万円ほど入っております。ですので、歳出の金額が違ってくると。23年の部分も4,500万円ほど出てきておりますので、こういう形でまだ実際広域連合が動いていないのですが、ここに発生してきていると、建設負担という意味で発生してきているということで、歳出が違うということで率が変わっているということでございます。

運上主査

4点目、事業系の住民負担率はどのように推移したかということでございますけれども、平成15年の時点では42.39パーセント、これは住民負担率というよりも事業所の負担率といったほうがよろしいでしょうか、42.39パーセント、その後徐々に減少していきまして平成22年の決算時点では27.9パーセントまで下がってきたという状況でございます。今後25パーセントアップした場合には、35パーセント程度までの事業所の負担率ぐらいになるであろうという見込みを立てております。

5点目の市民説明会の理由の2に挙げている新たなごみ処理施設の整備の建設費は滝川市では幾らかということでございますが、これにつきましては先ほど石川参事のほうからお話しした部分の6月22日の厚生常任委員会を出させていただいている資料の中で中・北空知廃棄物処理広域連合の26年以降の部分で施設費、交付税を除くという数字があります。この部分については、起債償還に関する部分でありますので、ここがその数字に該当する部分で、26年以降であれば1,130万円ということで、これは交付税の分を除いた金額となります。これは、家庭系でということでそのぐらいの負担になりますが、事業所の負担部分も加味すると1,710万円ぐらいの数字で推移をしていくという、交付税の部分を除きますとそういった数字になっていくということでございます。

以上です。

清　　水

まず、エコバレーの撤退が決まったので、早急にやらざるを得なかったもので、そのままでやったということでいえば、全く何の工夫もなかったということで、あれからもう四、五年、時間はあったのです、実態としては。だから、少なく

とも3年の間でリサイクルを進めてごみ減量化しませんかというのは、僕たち共産党の北空知留萌地区委員会の議員団として、関係市町の議員団として要望書まで上げているのに、そういうのを全く無視してやってきたわけです。時間がないとかというけれども、次に言うように町内会で何にもしなくてもやっているわけではないですか。何の準備も、今回こういう準備が必要だった、こういう設備が必要だったということだったら、それは大変だったから当時対応できなかったでしょうということにもなるのだけれども、雑紙については何にも必要なくても2割ですよ。2パーセントではないです。2割です。金額ではわからないけれども、こんなこともできなかったというのは反省の言葉の一つも私はあってはいいのかなと。少なくとも反省の言葉はなかったです。再度伺いたいと思います。

それと、サーマルリサイクル、その次だけれども、14パーセントしかリサイクルされていないと、プラスチックが。では道内で23市が堂々とやっていることをばかなことをやっているのだと、だから努力する者が報われないという、そういうことを言っているに等しいわけだ。今地球温暖化をなくすために容器包装リサイクル法をきちんとしたものにしていくということでは、各自治体がまず容リ法に従ってやると。しかも、同じサーマルリサイクルに移ったって自分たちの経費で建てた焼却炉で燃やすのか、それとも日鋼室蘭だとか新日鐵だとか王子製紙だとか、そういうところで使われるのかではえらい違いだし、我々施設費をそれだけ出さなくてもいい施設で出しているわけでしょう。だから、容リ法を否定するような、23市を否定するような言い方は私は今後すべきではないと思いますが、再度伺いたいと思います。

白色トレイについては、これも十何年前からやっています。僕が議員になって初めての年ぐらいからやっている。けれども、リサイクル率、回収率も把握していないと。全く容リ法に基づく市町村の努力義務か義務かわかりませんが、やる気がないとしか思えません。今値上げをしてごみ減量しようというときに、しかも23市と3市、一部やっているところを入れたら27市は既にやっているのです。滝川がやると言えば、4市はやるわけだから、深川も既にやっているから、ほとんどがやるということになるのです。だから、ほかの27市がやっているその努力を全く否定するような答弁というのは、私はとてもではないけれども、甘んじて受けられないです。

雑草や剪定ごみは砂川とかに持っていつていると言いますが、僕はたまたま自宅の剪定ごみを持っていきました。そしたら、自宅の皆さんは可燃ごみに入れて出すではないですか。あれは、要するに燃やされているということでしょう。けれども、僕がトラックの後ろに積んで行ったら、最終処分場に行ってくださいと。行ったら、何とシルバー人材センターの車が着いていました。シルバー人材センターが、恐らくあそこは組織だから、剪定ごみや雑草、草刈りしたら最終処分場に持っていつているでしょう。僕が見たら、ずっと雑草の山だった。だから、微少でほとんど影響がないなんていうのは、私は実態に合わないと思うのですけれども、再度きちんとした数字を求めたいと思います。条例の第8条についても、どこに持っていけばいいか、どう分別すればいいかなんていうのは条例の第8条の前の問題でしょう。そういう答弁されると、何でこの条例があるのかということになるのです。事業者は、廃棄物を減量するために再利用及び長期間の使用が可能な製品の開発、資源化、再利用が可能な

ものの分別の徹底を図り、こう書いているわけです。市内のスーパーだとかは、材料を運び込んで、それをプラのケースに入れるわけでしょう。あれが白色トレイだったら、全部再資源化が可能なのです。かたいプラスチックに全部入れるものだから、ごみになってしまうのです。では、果たして滝川市が市内のそういう、10以上あると思いますけれども、500平米以上の自分のところでプラスチック容器包装に入れかえて生ものを売っている、弁当とかを売っている、そういうところに白色トレイを使いませんかと、底だけでも、ふたは透明でもいいけれども、そういうような働きかけを私は条例第8条は求めていると思うのです。そういうことを全くする気もないというか、残念な答弁だと思いますので、第8条をどういうふうに、空文なのか、それとも市は関与を全くしないのか、しないならしないという答弁をしてください。先ほどの答弁は、関与しないという答弁ですから、改めて伺います。

ペットボトルについては、私の認識がもしかしたら違うかもわからないけれども、深田商店とか資源商組合のマテック以外のところがフレコンに入れているのが、それがリサイクルクリーンに来て、それをリサイクルクリーンで圧縮こん包して指定業者に行っているという流れなのか、それとも資源商組合の人は別の形で指定業者に、要するにマテックを通じて、指定業者だから市町村が必ず絡むのだよね、恐らく。そこを確認をしたいと思います。

市民負担増については、いろんなことは言いますが、自治体の支出がふえるのだから、負担をしてもらおうということで全部行ってしまったら、これは市民生活が成り立たないです。そういうことで何としてもこれは受けてもらわなければならないのだということでは、僕はそういう時代でもなくなってきていると思うのだ、ここまで国がいろんな負担増を、収入減を放置している中では。そういう点で25パーセントアップ、2,500万円ほど減量分があるので、5パーセントぐらいということだから、1,000万円にも満たない増だと思うのです。しかし、上げなければ2,500万円違いますよね、2,500万円、3,000万円。という点で、ここでは数字で伺いたいと。雑紙をリサイクルして2割可燃ごみが減ったときにトータルのごみ処理手数料の収入が22年度決算と比較して、もう出ているのか……出ていますね。そういうことでその数字はいいですが、国も自治体もみんなでそうやって歳出がふえたので、歳入増を市民に求めていったら、市民生活はもたないということでもう一度伺います。

それと、減免制度も岩見沢市がやっているわけです。今の答弁を聞いたら、あれもやらない、これもやらない、ごみ行政あるいはリサイクル行政で今回のこの条例改定というのは平成15年から10年目をたった時点での今後10年近くを見渡したごみ処理、廃棄物行政の見直しだと私は位置づけるべきだと思いますが、これだったら分別が1種類ふえて、小型家電がふえて、あとは袋代を上げますよということに終わると。今の時点では、やはりもっと見直せるものは見直していくという立場にまず立っているのかどうかというのを聞いておかなければいけないです。

シュレッターについては、確認をしたいのですけれども、細かく破った場合は雑紙になるのか、恐らくなるのだと思うのだけれども、説明会では袋に入れてもいいと言っていたので、シュレッターだってそうやって入れてしまえばいいよということになるような気がするのだけれども、そういうことで確認をしておきたいと思います。

石川参事

以上です。

まず、1点目のエコバレー歌志内の関係でございます。急いでいたというものもありますが、通常建設については10年ばかりです。通常の焼却炉をするためには、計画を練って、どこにつくって、どういうふうにするかと、そういうようなのが一般的でございます。そして、組織体もできていないと。その中で環境アセスメントもやらなければいけないと。それと、当然要望しますので、交付金の申請があると。交付金の申請のときには、もう既に計画を決めていなければいけないと。3年もあったということですが、着工が22年ですので、その前の年にもう既に計画をつくって、計画値をつくって、リサイクルを今どういうふうにするのか、現行のままでいくのか、どのような考え方をしているかということによってやってきております。この当時滝川市もそういう報告を受けておりまして、そういう面で進めてきたと。5市9町、皆さんがそういうことで進めてきたという経過がございます。3年間の間、ちょうど3年間は建設時期でございます。3年間で滝川市としてどういうふうにするかというような、こういう見直しをしていたという状況がございますので、どうしてもこの建設に対しては建設に着工するまでに1年もたたないでやっているというようなことをご理解いただきまして、答弁とさせていただきます。

それと、サーマルリサイクルにつきましては、前回のところでほかのやっているところが悪いとか、そういうことを言っているということではございませんということではございました。というのは、容器包装リサイクルはそれぞれの町の事情によってやると、分別については取りかかるか取りかからないかということについてはその町の個性といいますか、その状況によって進めるものであって、やっていないからダメだとか、そういうようなことを言われる法律ではございませんので、非難していることではなく、この5市9町の部分、ほかにやっている、先にやっている浦臼とか奈井江町がありますが、非難しているということではないということではございません。白色トレイについても同様なことでございます。

運上主査

先ほど最終処分場の草等の搬入の関係なのですが、確かにシルバー人材センターについては搬入している例もありますし、あと先ほどお話ししたように国道だとか道道だとかの委託を請け負った業者さんが最終処分場に草を搬入するというのが協議のあるケースもあります。ですから、全体の最終処分場に入っている割合としては低いのだと思いますけれども、データについては今手元にはございませんで、シルバー人材センターが草だけを持ち込んでいる量というのを把握するとなると時間が必要になりますので、きょうの段階ではお答えができないという状況になります。そこについては、ご理解をいただきたいと思います。

それから、先ほどあったシュレッダーにかかった紙類、それから破いた紙類の取り扱いですが、この点について破った紙類もあわせて現在調整している業者については、古紙の直納の協会みたいなものがあるのですが、その協会に加盟している業者だと取り扱える紙というのがある程度決まりがあって、禁止している紙類の中には、前回少し触れましたが、アルミ箔、アルミコーティングをしているようなパック類だとか、それから紙に見えるのだけれども、実際にはプラスチックの素材が入っているような紙類ですとか、そういった類いのものについては取り扱いできない、あるいは防水加工をしっかりとされているような紙

類、これについても扱えないという、要するに再生するのにさまざまな途中の再生過程が発生するものを受けていないようなルートの場合については対応できないものも幾つかあるということで、お話をしてきたと思います。破れた紙、それからシュレッターの紙については、別ルートでは確かに受ける業者もおりますので、その点については先ほどお話しさせていただいたようにコストがどれぐらいかかるかというところも踏まえて今後の調査課題とさせていただきたいと思います。

石川参事

先ほどペットボトルの行き先ですけれども、基本集団資源回収で対応させていただいているものについては深田商店も一度リサイクルに搬入をさせていただいていると、処理をしているということになっております。

条例の第8条の関係でございます。事業者、材料もプラスチックに入れるとか、そういうような形ですが、きっと商売をやられていますので、当然その部分についてはごみを出さないような方策で回るような形で使用しているのではないかと考えております。例えば生協なんかの宅配なんかは、それを全部、紙の果てまで、見たら一緒に回収をすると、そしてそれをもう一度利用するということで、そういうような形でやっていっているのだらうと思って、私たちの知らない、把握しなければいけないのかもしれませんが、そういう形で努力されていると。例えば段ボールなんかは、回収ができないので、大きなところでは段ボールを袋のかわりに提供して経費の節減を図るというようなことをもう既にやられているのだらうと思っております。ただ、そういうふうにはやられているとは思いますが、これに対して聞き取りをやっていないということもございまして、一度聞き取りをして実態を把握していきたいと考えております。

以上です。

吉井副市長

負担増の関係でございますけれども、このごみ処理料金の改定につきましては少し古い、もう5年前のタッグ計画の中から始まりまして、経費節減を優先とする中で住民負担を最小限とする改定を検討するというような表現で盛り込ませていただいております。この点についてご理解をいただいていると思いますし、ごみの減量等の推進審議会の答申、そういったものも踏まえて何年かの基本的な考え方を積み上げて今回実施させていただきたいという中身でございます。その中で先ほどからも申し上げておりますけれども、1.5倍の値上げの状況だったものを工夫の中で若干圧縮をしたということでございます。清水委員さんにおかれましては、ご理解いただきたいと思います。

それから、減免の関係でございますが、岩見沢の件も紹介いただきました。ほかの町もいろいろと調べておりますけれども、現在滝川は70歳の単身、母子世帯、生活保護等、こういった市民の皆さんへの減免配慮というものを行っておりますが、これに委員さんのおっしゃる身体障がい者の皆さん、それから紙おむつをしているような子を持つ子育て中の皆さん、高齢者の皆さん、これを全部減免する、そういったかなり広い範囲で減免をされている自治体というのは調べた限りでは余りないのでないかなと。それから、滝川で今やっている母子世帯、70歳の単身、このことだけでも実際に行われているところというのは余りないのではないかなというようなことも思っております。そういった中でいろんな福祉に関する減免、こういったものがたくさんあって、さらに拡大することであれば、これはもちろん市民の皆さんも喜ばれると思いますけれども、どこかで区切るというか、線もある程度どこかで引かせていただくとい

う判断もしなければいけないと思っておりますので、ここも委員さんにおかれましてはご理解いただきたいと思っております。

清水 副市長から2度答弁をいただきまして、住民負担を最小限にする負担増ということに努力をしたということは、それは事実だろうと思います。ただ、それが何もない状態であれば、それも通ると思うのですが、通告の1点目にかかってくるのです。あんな大きい焼却施設をつくっておいて、それでこれですかということです。やはり反省すべきは反省すると。市政刷新ですから、前田市長がテーブルに着かれたときにはもう既に広域連合が動いて当時のごみ量でいくのだということだったと思います。しかし、1つは簡単にできる雑紙2割、これをしなかったという点、もう一つは15年、平成39年までごみ量がほとんど減らないと、こういう計画で焼却炉をつくったと、この2つの点は私はそこをきちんと当時していれば歳出のこの大幅な増加は防ぐことができたと思います。そこを反省の言葉もなしに淡々と先ほどの最小限なので、理解をしていただきたいということでは、私は納得しかねるということで再度副市長にお伺いしたいと思えます。

委員長 答弁調整、時間かかりますか。休憩入れますか。
(「はい」と言う声あり)

委員長 それでは、答弁調整に入りますので、暫時休憩といたします。
休 憩 15:55
再 開 16:07

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
副市長の答弁を求めます。

吉井副市長 済みませんでした。エネクリーンの関係につきましては、これは5市9町の総意で建設をし、議会に報告をさせていただいている施設でございます。計画におきましては、人口の減少とともにごみ量の減少を見込んでいるというものでございました。雑紙につきましては、建設が決まった後に検討を始めたということでございまして、先ほどから清水委員のご指摘にもございますけれども、その計画と合わせる中で検討しておけばということにつきましては反省をするところでもございます。そういったことも含めまして今回の料金の改定等につきましては、さまざまな経過もございますけれども、きちんとした形の中で市民の皆さんのほうにお伝えをしていきたいと思っております。
以上です。

委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

木 下 私は、江部乙の住民説明会に出席いたしましたが、先ほど今度回覧式でこんなふうに値上げの見込みですということを書いて出すということをお聞きしましたけれども、難しいことを書いてもわかりません。本当にわかりやすく住民に、建設費はこれだけかかって、5市9町で負担したらこれだけになって、雑紙が2割ぐらい導入したら、減少して、そしてなおかつこれだけ足りないのだよ、だから25パーセント値上げするので、皆さん理解してほしいということをわかりやすく書いてほしいということを望みますが、お考えを伺います。

運上主査 今木下委員さんのほうからお話いただいたとおり、今後3定で議決をいただけたら、その後にもまた説明会等予定をさせていただきますし、広報あるいは町内回覧、そして新しい今回の説明会以外にも地域から要望があったところには出向いて説明にも行きたいと考えておりますので、そういった機会にも皆さ

委員長
窪之内

んにわかっていただきやすいような説明をしていくようにしてまいりたいと思います。

ほかに質疑ございますでしょうか。

まず、1点目ですが、資源ごみとして分類して出している瓶、缶、ペットの袋代を製造費負担の原価負担ということで10円になっているのですが、処理費用もあるのかもしれないけれども、結局これは売れるわけですね、資源として。そうやって考えた場合に資源ごみを、紙や段ボールは無料となっているわけですから、資源という観点から考えた場合にゼロ円という方向がとれないものかどうかについて伺います。

燃やせるごみのうちの38.7パーセントが雑紙で、そのうちの19.35パーセントを減少させたいということなのだけれども、雑紙が38.7パーセントあるというのは調べればわかるのですが、19.35パーセントという、そういう分別が可能だと考えた根拠というのは何なのかなというのがよくわからないので、その辺何かの根拠があるのだと思うので、お伺いしたいと。

先ほども言ったようにちぎったほうがいいのか、シュレッダーがいいのかということになると、また住民が納得されないと、雑紙分別が仮に進まなかった場合にエネクリーンの維持管理費の焼却費用が結局燃やせるごみが予定よりも多くなるということであえていく可能性があるのです。だから、もし19.35パーセントが半分だった場合にはどうなるのかと、金額的にどれぐらいの影響があるのかと。

もう一点、反対に38.7パーセントなので、30パーセントぐらい、予定の19.35から30パーセントぐらいまで分ければふやせる見込みが雑紙分別でできるのかどうか。もしこれをやれば、また焼却費用が減になるわけですから、その辺についてお伺いしたいと。

もう一つは、やっぱり買いためをすごく危惧するのです。危惧するというのは、新しい年度からの収支に影響を与えるから危惧するのです。買いためが進んでしまうと、今年度の袋の売り上げはふえると思いますが、ただ予想している26年度の袋の収入というのは買いためを一定程度見込んだ収入を出しているのかどうか。もし出していないとすれば、やっぱり試算上は一定の買いためを見込むべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

それと、住民説明会の参加者95名ということで、班回覧、ホームページ、決まった後の住民説明会、結局まだ決まっていない、住民説明会の中でもさっき言ったシュレッダーのことも含めて決まっていないこともあるから、当然もう一回住民説明会は必要だと思うのだけれども、私はやっぱりごみ袋を導入したときと同じような説明会をすることによって雑紙回収、分別も進むと思うのです。だから、今回の7カ所ぐらいの説明ではなくて、やっぱり単位町内会単位での説明会に、たくさん行く必要はないのです、市役所の職員が。分担して幾つかずつ行けば、消化できると思うのです。そういった住民説明会を開くという方向性についてのお考えを伺います。

以上です。

運上主査

まず、資源ごみの袋を無料化できないかということでございますが、現状瓶、缶、ペットボトルに今袋の製造費をいただいて10円ということでさせていただいておりまして、実際には袋によっては原価を下回った価格設定になっているものも一部ございますけれども、現状今度新しい雑紙を資源ごみに加えるとい

うことで、この収集の方法も同じ業者のラインの中で一緒に積んでいける、効率性の部分も考えて一緒に運べるような体制をとろうと考えておりますから、そういった意味で同じ業者の中でいろんな袋が混在していくということもありますので、新しい年度の段階ではもうしばらくこの状況でうまく収集が進むかどうかというのを少し見きわめさせていただきたいと。これが雑紙がどの程度容量的に入ってくるかというところにも影響してこようかと思えますけれども、収集に大きな影響を与えないという状況であれば、今後の指定したごみ袋が本当に必要かどうかということも1つ見きわめる材料になるのではないかと考えておりますので、来年の4月の段階においては今の袋を使わせていただいて少し状況を見きわめさせていただきたいと考えております。

それから、説明会の部分につきましては、今回の説明会は小学校区単位ぐらいの7カ所でということで実施をしてまいりましたが、回数、今回の説明会の出席状況だとかご意見を踏まえてどういう形でもう少し拡大、もちろん拡大するつもりではいたのですが、今窪之内委員が述べた単位町内会ということになると280ぐらいですね。前回の説明会が500回ぐらいいたしか細かく入っていったので、要望を受けたところにも全部、婦人会とかいろんなところにも入って行って物すごい回数をこなしたというところがあるのですが、単位町内会であれば280ぐらいということなのですが、前回の分別のときと比較すると、一部分別が変わるということも踏まえてどの程度の回数にすればいいのか、もちろん今回のような7回というスタイルでは考えていませんので、もう少し拡充する方法で少し検討させていただきたいと思えますし、ご要望のある地域にはどんどん入っていききたいというのとリサイクル推進員、地域に町内会で推薦をいただいているのですが、リサイクル推進員を集めての研修会も実施したいと思っておりますので、そういった形で今検討してまいりたいと思っております。

買いだめを考慮しての試算となっているかどうかという点でございます。これについては、たしか1回目に説明したときに一応買いだめを考慮しないでどれぐらいの住民負担率になるかというところで試算を、25パーセントの今まで住民負担をいただいていた部分に対して買いだめを考慮せずにどれぐらいの歳入がふえるかということでの負担割合というのを算出したということで、これが買いだめが発生すると、当然24年度の収入に前倒しになってふえてきて25年度が逆に歳入がふえないという現象は、今の状況だと起きてしまうのはやむを得ない状況にあるかと思えます。前倒しで当然歳入がふえていきますので、買いだめが多く発生すればするほど今年度の住民負担割合というのが逆に一時的にふえてしまうような状況にはなつてこようと思えますが、それらも踏まえた上で買いだめを積極的に推奨するという立場ではありませんけれども、そういった状況の中で前にお話ししたとおりシールとかで、新年度で差額分のシールを買わないとできないというような実施をした自治体があったという話をさせていただきましたが、それをやることによって物すごいその自治体のごみ収集が混乱したという状況もお伺いしているものですから、それらを考慮して一定の買いだめが発生するというのはやむを得ない状況での試算をしているというところでご理解をいただきたいと思います。

石川参事

2点目の燃やせるごみの中に38.7パーセントは雑紙があると、その根拠というのは明確な根拠というよりも38.7パーセントの半分を減量目標に掲げておりま

す。通常の今回の料金もありますので、説明会を当然やらなければいけないの
だろうとは当初から思っておりまして、それで先ほど説明会をやることによっ
て皆さんに浸透はできるのではないかなというようにもなりましたが、半分ぐ
らいまでを見込んだということでございます。ただ広報に入れてですとか、そ
ういうことだけだとここまではきっとできないのだろうなど。ただ、個別に説
明会を開いて、分別のほかの部分も変わりますから、一緒になりますというも
のを説明できるだろうということで、これだけのことを見込みたいという努力
目標ですけれども、そういうふうにやりたいということでございます。

それで、これが半分になったらどうかとか、3割になったらどうかというこ
とでございますが、はっきり言ってこれについては検討してございません。ただ、
これを出すためには5市9町の負担率から全部出さなければいけないので、な
かなかできないということもありますが、ただ傾向としてどうかと。減ります
と歳入が減ります。減るというか、雑紙の収集がなかなか出してくれないで可
燃ごみに行けば、逆に歳入がふえます。であっても、それに比例して当然エネ
クリーンに対する経費が上がったり下がったりしますけれども、そっちのほう
の経費のほうが大きいという現象がありますので、例えばこれが3割までやる
ともっともっと下がってくるというような現象になるということから、どうい
うようなバランスになっているかということ、減量してもらうと逆にエネクリ
ンの経費が下がってくるというような現象があるということでございます。

窪之内

わかりました。

それで、雑紙の努力目標として半分、38.7の。これは、やれば38.7全部ほとん
どできると考えていいのか、やっぱり雑紙といってもだめな部分も何かあるよ
うな気はするのですけれども、きちんとやればそこに本当に近づけていけるの
が38.7パーセントあると理解していいのかどうか1点と、リサイクル推進員の
話が出てきたので、うちの町内は、今年度からリサイクル推進員をなくしたの
です。それで、私も町内会の総会にも出なかったの、わからなかったのです
が、そんな町内でいないということを今認めているのかどうか、余り関係ない
のかもしれないけれども、お伺いしたいと思います。

運上主査

まず、雑紙についてはだめなものというのが、先ほど説明したアルミがついて
いるものですとか、たばこの内側についている銀色の紙と白い紙が一緒になっ
ているものとか、あと鼻をかんだティッシュペーパーとかはだめです。ただ
組成調査を実施したときにはそれらは外してカウントしておりますので、かな
りの割合があるということなのですけれども、ただ含まれている割合がごく
少ないのです。紙、燃やせるごみの組成調査をしたときの中に含まれているも
ので扱えないごみがすごく入っている率は少なかったの、一定量が出てくる
だろうと。先ほど石川参事から説明をさせていただいた努力目標として半分を
見込んだということなのですけれども、実際に紙をリサイクルしている自治体
について割合としては、燃やせるごみの中での割合が十数パーセントという率
が、やっぱり実際に実施していてもそういう率の自治体が多いというところか
ら、語呂のいい数字に聞こえるのですけれども、実際のところ17パーセントと
か18パーセントの割合で雑紙が回収されている自治体の推移が多いというところ
も含めて、努力目標とあわせてこの数値設定をしたという状況にあります。
それと、リサイクル推進員をなくした地域も実際に、もう大体今までの分別は
皆さん地域でご理解をいただけるようになったということで推進員を推薦する

のをやめた地域が実際にございます。これは、私どもの反省もあるのですが、リサイクル推進員がやや形骸化しつつあるというところもありますので、今回の機会を活用させていただいて、無報酬でお手伝いをいただいている部分ではございますが、改めてリサイクル推進員にご活躍をいただきたいというこちら側の希望も含めて、また今推薦されていない地域にもぜひ今回の分別で全市的な取り組みをということで皆さんにお願いをしてみたいと思っています。そのほか質疑ございますでしょうか。

委員長 (なしの声あり)

委員長 それでは、質疑なしと認めます。

委員長 それでは、この案件につきましては全て報告済みといたします。

委員長 それでは、本委員会に付託されました議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について、3日間にわたっての審議を行いました。市長に対する総括質疑の留保はなしと認めてよろしいでしょうか。

委員長 (異議なしの声あり)

委員長 なしということで確認いたしましたので、以上をもって本案件に関する質疑を終結いたします。

委員長 それでは、本案件につきまして今後の審査日程でございますが、討論、採決につきましては8月21日に委員会を開催することとし、その委員会において行うことよろしいでしょうか。

委員長 (異議なしの声あり)

委員長 そのように決定いたします。

委員長 それでは次に、討論についてでございますが、この案件につきまして委員の方々皆さんに行ってもらふこととし、その順番を堀副委員長、清水委員、木下委員、田村委員、窪之内委員の順とすることよろしいでしょうか。

委員長 (「1人ずつじゃないですか、会派」と言う声あり)

委員長 会派代表ということでの討論ということも検討したのですが、何分にもこの案件につきましては厚生常任委員会に付託された案件ということでいろいろ検討しました結果、委員の皆さんから討論をいただくということにさせていただこうということになったのですが、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

木下 市民クラブのほうは、会派代表だと思ったものですから、調整した結果、窪之内委員にさせていただきたいということで決定していたのですけれども。

窪之内 常任委員会に付託されたというのが何十年ぶりなのですが、今までの特別委員会の場合は会派代表の討論だったのです。なので、そのように考えていたのだけれども、全員でというのは特別委員会だということを含んでいて議長と相談したと考えてよろしいのでしょうか。

菊井事務局長 議長と相談はできなかったのですけれども、常任委員会に付託されたというのが本当に何十年ぶりだったのと、今後常任委員会に付託されたときに代表者となりますと、公明党が2名しかおらず、常任委員会が3常任委員会ありますので、代表のいない常任委員会が出てくると。そこに付託された場合、代表がいらっしゃらないということもありまして、今回そういうことを含めまして一応各委員から討論してもらふということに今のところ考えました。それで、常任委員会の中で従来どおりというか、予算審査特別委員会のとおり会派代表者で

木 下 行うということになれば、それは別に問題はないと思います。
私と窪之内委員と討論しても大体同じようなことを話すような気がします。気がするという言葉はよくないけれども、そんな状況でありますので、たまたまうちの会派は2人いますけれども、できれば木下が最初に言ったようにしていただきたいと思っております。

委 員 長 それでは、今木下委員、窪之内委員からそういった意見が出てきましたので、この案件は会派代表ということで討論いただくということで委員の皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、再度討論の順番につきましては、1番目、窪之内委員、2番目、田村委員、3番目、堀副委員長、4番目、清水委員とすることよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、そのように決定させていただきます。
そのほか委員から何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

2. その他について

委 員 長 2、その他について、何か委員からございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、請願の審査についてのご協議をお願いいたします。
議会閉会中の7月31日に滝川市共同浴場さいわい湯に関する請願書が提出され、議長から本委員会に付託されましたので、次回委員会において請願者及び紹介議員より請願の趣旨についてご説明をいただくということですが、それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 そのように決定いたします。
事務局より何かございますでしょうか。

菊井事務局長 請願の関係なのですが、今さいわい湯のほうから請願書が出ているのですけれども、ごみに関する請願書が出る可能性もあるのですが、日程的にいつ出るかというのが全然わからないので、21日前にもしごみの関係で請願が出されれば、急遽委員会を開催し、それに合わせてさいわい湯のほうも一緒に請願の趣旨説明を聞きたいと思っておりますので、お含みおきをお願いいたします。

清 水 いわゆる所管に関係ある請願なのです、滝川市政に関する請願で。請願を審査する上で所管から説明を受け、いろいろ私たちが質疑をしたい、請願者はこう言っているけれども、これについてはどうなっていますかとか。そういうようなことを余りやっていないような気がするのです。ただ、実際にこれを審査しようと思ったら、物すごい具体的な話なのです。所管がいなかったら、はっきり言ってわからない世界です、僕は中身を知っているのだけれども。

議 長 私のほうから説明をさせていただきますが、昨日私が受理をいたしまして、私も実は清水委員と同じことを考えております。いわゆるこれを是とするか非とするかということを判断しなければいけない段階に当たって、やはり今まで所管とどういう経過の中で現在に至っているのか、その辺の説明は組合側からも聞く、所管からも聞く、その上で最終的に厚生常任委員会としてご判断いただ

く、多分この形をとらないときちんとした判断はできないのではなかろうかなと、そのように考えておりますので、そういう機会をつくっていただいた上で最終的に採決に臨んでいただくというような形でぜひお願いをしたいと思えます。

委員長

それでは、今清水委員、議長のほうから意見が出ましたが、そのように進めさせていただきますので、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長
橋本主査

事務局から道外視察について説明があります。

常任委員会の道外視察についてご説明いたします。

日程のほうは10月21日月曜日から23日水曜日となっております。視察の予定としましては、具体的には10月21日に午後から練馬区役所を訪問しまして、練馬区立特別養護老人ホーム等民営化実施計画についてを視察させていただきます。ここでは、区立特別養護老人ホームが民営化されたということなのですが、実はよく調べますと民営化実施方式は無償貸付方式です。土地、建物は無償で貸し付けておりまして、大規模改修等に要する経費は区の負担とするということになっております。滝川市が検討している無償譲渡とは若干異なりますが、参考になる部分はあると思いますので、視察先として考えております。次の日、22日午前に東京都調布市に入りまして、調布市の一般廃棄物処理基本計画について視察させていただきます。こちらのほうは大変申しわけないのですが、ごみ処理施設クリーンプラザふじみが25年4月に稼働しておりますが、日程の都合上視察することはできません。その日に京都に入りまして、翌日京都府京都市の子育て支援総合センターこどもみらい館にて乳幼児の子育て支援の推進について視察させていただきたいと思っております。前回の委員会では視察項目は環境マネジメントということだったので、京都市会が10月28日まで定例会の会期中のため本庁での受け入れができないということで、施設での受け入れなら何とか可能ということだったので、こどもみらい館へと変更しております。各自治体には受け入れの承諾についてはいただいておりますので、日程等についてご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

主査のほうから説明がありましたが、ここで若干休憩を入れまして、委員の皆さんからご意見を伺います。休憩します。

休 憩 16:41

再 開 16:44

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、道外視察について提案のとおり進めさせていただきます。

3. 次回委員会の日程について

委員長

3、次回委員会の日程についてですが、一応8月21日午後1時半から第一委員会室において開催したいと思います。

また、次回委員会までの間に急遽委員会の開催をしなければならない場合は、日程調整につきましては正副委員会に一任願えますでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上をもって第23回厚生常任委員会を閉会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

閉 会 16:45